

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項及び会社法 801 条第 3 項並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2026 年 3 月 1 日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

2026年3月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項及び会社法 801 条第 3 項並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 深山友晴

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番地
エー・シー・エス債権管理回収株式会社
代表取締役社長 松山正弘

エー・シー・エス債権管理回収株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2026年3月1日を効力発生日とし、分割会社のデータ分析コンサルティング業（以下「承継対象事業」といいます。）に関して有する権利義務をイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下「本分割」という）を行いましたので、本分割について、会社法 791 条第 1 項及び会社法 801 条第 3 項並びに会社法施行規則第 189 条の規定に従い、分割会社と承継会社の共同で、以下のとおり開示します。

- 1 吸収分割が効力を生じた日
2026年3月1日
- 2 分割会社についての会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
- 3 分割会社についての会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
本分割につき、2026年1月26日掲載の官報公告及び催告を行いました。異議を述べる債権者はありませんでした。
承継会社は分割会社の特別支配株主に該当することから、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。
分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
- 4 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項ありません。

5 承継会社における会社法第797条の規定及び会社法第799条の規定による手続の経過

本分割につき、2026年1月26日掲載の官報公告及び同日から2026年2月26日までの間の電子公告を行いました。異議を述べる債権者はありませんでした。

2026年1月26日に全株主に対して通知を行いました。株主から本分割に異議は述べられておりません。

6 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社と承継会社との間の2025年11月28日付分割契約の定めに従い、同契約の別紙1に規定される権利義務を分割会社から承継しました。

7 分割登記の日

2026年3月2日に登記を申請する予定です。

8 その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上